



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん通信 No.34



発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0823 埼玉県川口市石神239-30

URL : <http://www.sr-kirin.jp/>

TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

e-mail : m.miyazawa@sr-kirin.jp

相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

トピックス 中小企業庁が中小企業白書・小規模企業白書を公表 (生産性向上に向けた取り組みなどを分析)

中小企業庁から、平成30年4月に、「2018年版中小企業白書・小規模企業白書」が公表されました。深刻化する人手不足の現状を分析した上で、中小企業・小規模企業の生産性向上に向けた取り組みについて、分析が行われています。以下で、概要を紹介します。



中小企業白書・小規模企業白書の要約 (生産性向上など)

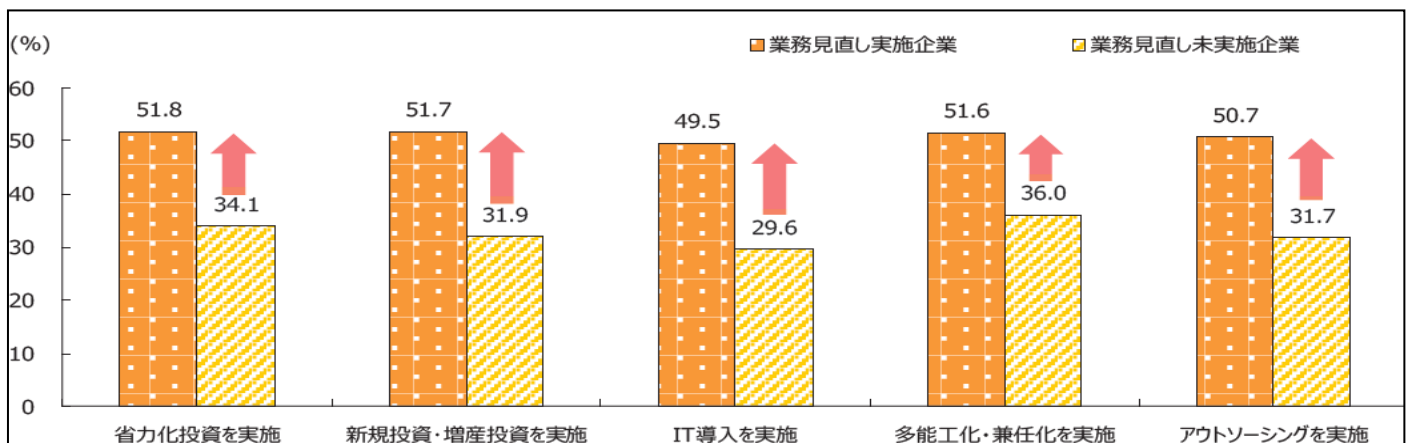
●中小企業白書より

- ★ 中小企業については、景況感は改善傾向にある一方、大企業との生産性格差は拡大しているとして、「生産性の向上が急務」と指摘しています。
- ★ 具体的には、次のような取り組みが重要としています。

- ◎生産性向上の鍵となる業務プロセスの見直し*
- ◎設備投資による労働生産性の向上
- ◎人材活用面での工夫による労働生産性の向上
- ◎M&A を中心とする事業再編・統合を通じた労働生産性の向上
- ◎IT 利活用による労働生産性の向上

* IT 導入等を行う上でも業務プロセスの見直しは大前提。下図参照

図 : 業務見直しの実施有無別に見た、他の生産性向上策により労働生産性が向上した企業の割合



●小規模企業白書より

- ★ 中小規模企業においても、次のような取り組みが重要としています。
- ◎業務の見直し
- ◎設備投資による労働生産性の向上
- ◎IT 利活用による労働生産性の向上
- ◎企業間連携及び事業承継による労働生産性の向上
- ★ また、小規模企業については、経営者に業務が集中しているという問題もあり、「IT 導入等による経営者の業務効率化が急務」と指摘しています。人手不足の現状の中で、いかに生産性の向上を図っていくのが課題といえそうです。白書では、好事例も紹介されています。詳しく知りたいときにはお声かけください。内容を踏まえたアドバイスをさせていただきます。

多様な選考・採用機会の拡大に向けた取り組み 厚労省が経済団体に要請

厚生労働省は、平成30年4月、日本経済団体連合会、経済同友会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会に対して、多様な選考・採用機会の拡大に関する周知啓発への協力を要請しました。

この要請は、本年3月に、いわゆる若者雇用促進法に基づく指針が改正されたことと、「年齢にかかわらず転職・再就職者の受入れ促進のための指針」が策定されたことを受けて行われたものです。これらの指針の概要を確認しておきましょう。



<いわゆる若者雇用促進法に基づく指針の改正>

- 『事業主は、ICT利活用の可能性も検討しつつ、「地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入」、「キャリア展望に係る情報開示」といった措置を講ずるよう努めること』などの内容を追加。
- これを受けて、指針のポイントを紹介するリーフレットも公表。『新規学卒者等の募集・採用にあたり、「地域限定正社員制度」の導入を検討しませんか?』といった呼び掛けが行われています。

<「年齢にかかわらず転職・再就職者の受入れ促進のための指針」の策定>

- 企業・労働者双方において中途採用・転職・再就職ニーズの高まりを受けて、転職・再就職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立が求められていることから、そのために企業に望まれる取組を示した指針を策定。
- 企業に望まれる基本事項は、主に「募集・採用」、「入社後の活躍支援」、「専門性等をもつ従業員の活躍推進」の3つに関する取組とし、その内容を示しています。
- これを受けて、指針のポイントおよび中途採用の好事例（*）を紹介するリーフレットも公表。『年齢にかかわらず、必要な人材の確保を!!』という呼び掛けが行われています。

きりん 人事労務管理事務所 ホームページより 詳しくは http://www.sr-kirin.jp/?page_id=1355



- 健保組合の平成30年度予算 1,381億円の赤字に
- 新たな外国人材の受入れ「骨太方針の原案」に盛り込む
- 平成29年の労働災害 死亡災害・死傷災害ともに増加
- 「建設技能トレーニングプログラム」を作成（国交省）
- 睡眠不足による交通事故を防止へ 自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針やマニュアルを改訂
- 墜落による労働災害を防止するための措置の強化を内容とする政省令の改正案（諮問・答申）
- 非正規（社員）の待遇格差訴訟 最高裁が初判断
- 中小企業、生産性向上が急務（中小企業白書などを公表）
- 「個人情報」と「特定個人情報」の正しい理解のために作成された資料を更新（個人情報保護委員会）
- 「法定休暇付与の早期化」などの検討状況を確認
- 男性の育児休業取得者割合が初の5%超え
- 中小企業の半数は人手不足（中小企業庁の調査）
- 軽減税率対策補助金のパンフレットを改訂（中小企業庁）

お仕事 カレンダー 6月



- | | |
|------|---|
| 6/11 | <ul style="list-style-type: none">●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事●5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付●納期特例適用の個人住民税特別徴収税額2017年12月から2018年5月分の納付 |
| 6/30 | <ul style="list-style-type: none">●5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付●4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）●7月・10月・2018年1月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） |

◆偉人の名言◆◆◆目標を達成するには、全力で取り組む以外に方法はない。そこに近道はない。◆◆◆

当事務所では5月から新メンバーを迎えています。11月に実施される行政書士試験に向けて、現在猛勉強中です。当事務所の経営理念の一つ「満足以上の感動をお届け出来るよう全力を尽くします」を理解して、きりん事務所での仕事も、一つひとつ丁寧に考え、日々頑張ってくれています。今月の名言は新人が選びました。バスケット好きの新人の選んだのは、バスケット界の神様 マイケル・ジョーダンの名言でした。